

金田町人の動き

世帯数	2,302	増	11名
人口	8,811		
男	4,293	女	4,518
出生	5	死亡	9
転入	38	転出	23

かなだ

第137号

金 田 町 報
 発行所 金田町役場総務課
 編集兼発行人 植 高 芳 巳
 印刷所 九州機関紙印刷所
 電話 093 (602) 4 4 6 1

高額療養費支給制度の発足に当たって

金田町長 吉田 桃太郎

私たちの国民健康保険では、この度、高額療養費支給制度を発足することになりました。この高額療養費というものは、被保険者の方がお医者さんにかかって、自己負担額が一カ月三万円をこえた場合は、そのこえた額を国民健康保険が負担するという制度です。したがって長期療養の方、あるいはむずかしい病気の方は、医療費の自己負担は、一カ月三万円まで、ということになるわけで、まさに、国民健康保険制度発足以来の画期的な給付の改善といえます。ただ、ご注意いただきたいのは、国民健康保険の財政状態は決して楽ではないということですので、さいきんの目を見張るような医療費の増加に加えて、この度はまた大幅な医療費の値上げがありました。国民健康保険の台所は正に火の車の状態にある、といえます。

このような状態の中で、あえて高額療養費の支給と

いう大事業にふみ切ったのは、病気になるでも金のいらない社会かという国民健康保険制度創設の理想に、一歩でも近づきたいという念願から他なりません。どうか、被保険者各位は、この間の事情をご覧の上、医療費節約にご協力いただき、この上にも国民健康保険の運営にご理解ご支援くださるようお願い申し上げます。

「高額療養費」とは、私たちの国民健康保険（国保）では、こんど、加入者（被保険者）がお医者さんにかかって、一人一カ月の医療費の自己負担額が三万円をこえた場合は、そのこえた分は国保が負担する、という制度を発足させました。

国保の加入者は、病気がけでお医者さんにかかる、一部負担として、医療費の三割を自分で負担して、病院、診療所の窓口で支払うことになっていま

が重くて入院したり、治療が長引きますとこの自己負担する一部負担金の支払いが、思いもかけぬほどかさんで、家計を大きく圧迫する、というような場合が少なくありませんでした。この対策は、各方面から要望されてきましたが、私たちが国保では、こんど、自己負担が一カ月三万円をこえる高額な医療費は、そのこえた分は全額、「高額療養費」として、国保が負担することにふみ切ったわけです。

高額療養費はどのような場合に支給されるか。

国保の加入者（被保険者）がお医者さんにかかる場合は、かかった医療費の三割を、一部負担金として自分で負担して、病院、診療所の窓口で支払うことになっていま

一人の加入者が、お医者さんにかかって、一つの病院、診療所（保険、薬局も同じです）に一カ月（一人、一カ月、一病院、診療所とご記憶ください）三万円以上の一部負担金（自己負担分）を支払った場合は、甲（自己負担分）を支払った場合は、三万円をこえた額は、国保が負担し、あとから加入者へ払いもどします。つまり、加入者は、これから、どんな重い病気にかかっても、医療費は月三万円まで負担すればよいこととなるわけです。ただし、一部負担金（自己負担分）が一カ月三万円をこえているかどうかの計算は、次のような方法でやります。

◎一部負担金の計算法

1、暦月ごとに計算
 月の一日から月末までの受診について一カ月として計算します。ですから、たとえばある月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の診療費の一部負担金の額が二万円、翌月が二万円、合計一カ月四万円を自己負担した場合でも、一日から月末までの計算ですから高額療養費は支給されません。ただ、同一月内に入院してまたそこへ再入院したような場合は、合わせて計算されます。

2、病院、診療所ごとに計算します。

たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にいかかっている、一部負担金（自己負担分）として一カ月に甲の病院へ五万円、乙の病院へ四万円を支払った場合は、甲の病院の分については三万円を控除した二万円、乙の病院の分については同様に一万円の高額療養費が支給されます。甲乙両方の病院を合算するということはありません。

3、歯科は別
 病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱います。

4、総合病院
 総合病院の各診療科はそれぞれ、別の病院、または診療所として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療をうけたときは、合算して計算されます。（その時でも歯科は別）

5、入院と通院
 一つの病院、診療所でも、入院と通院は別に扱い合算しません。

6、差額ベットやつきそい看護料。
 保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベット代や基準看護の病院へ入院したときのつきそい看護料、または歯科で認められている差額徴収などは、一部負担金の中に入りません。

7、療養費払い（患者が代金を支払い、あとで国保から払いもどしをうける場合）

基礎看護でない病院、診療所へ入院したときの看護料、生血代、治療用器具代、あんま、マッサージ、はり、灸師などの施術代、移送費、やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費など、患者が代金を支払い、あとで国保から払いもどしをうける、いわゆる「療養費払い」の場合も、高額療養費は、支給されず、支給をうける手続き。

◎所定の「高額療養費支給申請書」を国保の係まで提出してください。国保では病院、診療所から提出される「診療報酬請求明細書」にもつづく一部負担金の額を計算し、払いもどします。◎いつごろ支給されるか。「診療報酬請求明細書」は診療を受けた月の翌々日の中ごろに国保へ回ってきます。高額療養費のお支払いはその後になります。

昭和50年度分の町県民税の申告について
 町（県）民税の申告の時期となりました。受付は三月十五日までとなっております。皆様方御自身で昭和四十九年中（一月から十二月まで）の所得金額を正確に計算して間違いない申告をして下さい。

税務課

年金制度は 通算されます

福祉係

年金制度には各種の給付があり、その中で老後の所得保障を目的とした老令(退職)年金がその中心です。老令(退職)年金を受けるためには同一制度(通常二〇年から二五年という長期加入していること)が必要ですが、我が国の年金制度は、その人の職業により加入する制度が異なっているため、職業を変えれば加入する制度も変るといふ事例がたいへん多く、年々老令(退職)年金の受給要件を満たしていないことになりかねません。すなわち我が国の年金制度は、対象にした厚生年金保険、各種共済組合等があり、一方これらの被用者年金制度に加入していないすべての人を対象にした国民年金があり、また国民年金を移動する(二〇年から二五年という長い受給資格期間を満たすことは不可

能になります。そこで昭和三六年度に「通算年金通則法」が制定され、各種年金制度を通算し、ある一定の期間を満たせば加入して、各年金制度から通算老令(退職)年金を支給し、その後長期加入していることにより、我が国の年金制度は、その人の職業により加入する制度が異なっているため、職業を変えれば加入する制度も変るといふ事例がたいへん多く、年々老令(退職)年金の受給要件を満たしていないことになりかねません。すなわち我が国の年金制度は、対象にした厚生年金保険、各種共済組合等があり、一方これらの被用者年金制度に加入していないすべての人を対象にした国民年金があり、また国民年金を移動する(二〇年から二五年という長い受給資格期間を満たすことは不可

能になります。そこで昭和三六年度に「通算年金通則法」が制定され、各種年金制度を通算し、ある一定の期間を満たせば加入して、各年金制度から通算老令(退職)年金を支給し、その後長期加入していることにより、我が国の年金制度は、その人の職業により加入する制度が異なっているため、職業を変えれば加入する制度も変るといふ事例がたいへん多く、年々老令(退職)年金の受給要件を満たしていないことになりかねません。すなわち我が国の年金制度は、対象にした厚生年金保険、各種共済組合等があり、一方これらの被用者年金制度に加入していないすべての人を対象にした国民年金があり、また国民年金を移動する(二〇年から二五年という長い受給資格期間を満たすことは不可

能になります。そこで昭和三六年度に「通算年金通則法」が制定され、各種年金制度を通算し、ある一定の期間を満たせば加入して、各年金制度から通算老令(退職)年金を支給し、その後長期加入していることにより、我が国の年金制度は、その人の職業により加入する制度が異なっているため、職業を変えれば加入する制度も変るといふ事例がたいへん多く、年々老令(退職)年金の受給要件を満たしていないことになりかねません。すなわち我が国の年金制度は、対象にした厚生年金保険、各種共済組合等があり、一方これらの被用者年金制度に加入していないすべての人を対象にした国民年金があり、また国民年金を移動する(二〇年から二五年という長い受給資格期間を満たすことは不可

安全運転の話 ブレーキには 二つの命がある

加入し保険料を納付した期間あるいは免除された期間間、国民年金の任意加入の加入者(退職)年金などを受けている人とその配偶者で任意加入しなかった期間も通算の対象とされます。

◎通算される年金制度
①国民年金・厚生年金保険・一般員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校職員共済組合・公立企業体職員共済組合・農林漁業団体職員共済組合。

◎通算される加入期間
原則として各年金制度の加入期間が一年以上あり、且つ昭和三十四年四月一日以降の加入期間でなければなりません。ただし厚生年金保険と船員保険の加入期間が同日以降であれば、国民年金の加入期間を除き昭和三十一年四月一日前の期間も通算されます。また昭和三十一年四月一日以前において現

加入し保険料を納付した期間あるいは免除された期間間、国民年金の任意加入の加入者(退職)年金などを受けている人とその配偶者で任意加入しなかった期間も通算の対象とされます。

◎通算される年金制度
①国民年金・厚生年金保険・一般員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校職員共済組合・公立企業体職員共済組合・農林漁業団体職員共済組合。

◎通算される加入期間
原則として各年金制度の加入期間が一年以上あり、且つ昭和三十四年四月一日以降の加入期間でなければなりません。ただし厚生年金保険と船員保険の加入期間が同日以降であれば、国民年金の加入期間を除き昭和三十一年四月一日前の期間も通算されます。また昭和三十一年四月一日以前において現

同対審の答申と 特別措置法

中央公民館

昭和二十六年京都市役所の一職員によって起こされた、いわゆる「オール・ロマンズ」差別事件以来、解放運動も、それまでの差別者に対する徹底的糾弾闘争のありかたから、差別はすべて「行政の責任」として、国や地方公共団体への差別撤廃のため、強力な解放運動が展開され、ことに部落解放の行政施策を要求する大衆闘争を、全国的に展開するに至ったものであります。

そこで政府は昭和三十三年内閣に、同問題閣僚懇談会を設け、各省の行政施策のなかに、同対策をとり入れることにしました。また一方政界もそれぞれ特別委員会を設けて、同対策を検討し、同対策要綱を発表するに至りました。

民間においては昭和三十三年に、解放同盟を中心とする「部落解放要求貫徹運動」が全国的規模で展開され、遂に政府もその重い腰をようやくあげて、昭和三十六年十二月に同対策審議会を設け、対策を諮問するに至ったのであります。

審議会は諮問を受けて以来、約三年八カ月の歳月をわたり、同地区の実情把握のために、全国及び特定地区の実態調査を行ない、前後一八四回におよぶ、小委員会、部会、総会の積みかさねを行なった上、昭和四十年八月十一日政府に答申したのです。

その内容は五三ページにおよぶ同問題全般にわたるものであります。

前文にはじまり

第一部 同問題の認識
一、同問題の本質
二、同問題の概観
一、実態調査と同問題
二、基礎調査による概況
三、精密調査による地区の概況

第二部 同対策の経過
一、部落改善と同対策
二、解放運動と融和対策
三、現在の同対策とその評価

第三部 同対策の具体策
一、環境改善に関する対策
二、社会福祉に関する対策
三、産業、職業に関する対策

四、教育問題に対する対策
五、人権問題に対する対策
六、同和行政の方向

結論 同和行政の方向

このように記述されているのであります。

「前文」の書きだしにあるように、同問題は人類普遍の原理である人間の、自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると、強調されているように、国、地方公共団体の責任において速やかに適切な施策を行なうべしとのべられてい

次いで政府は昭和四十四年七月十日「同対策事業特別措置法」を制定公布したのです。「措置法」は十カ条よりなっています。

(以下重要条文を摘記して参考に供したいと存じます)

第一条 (目的)
この法律はすべて国民に基本的人権の享有を保障するとともに、歴史的、社会的、経済的、生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という)について国および地方公共団体が、協力して行なう同対策事業の目標を

明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民生活の安定および福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(国民の責務)
第三条 すべて国民は、同対策事業の本質を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第四条 国及び地方公共団体は、同対策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

(同対策事業の目標)
第五条 同対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図ることによって、対象地域住民の社会的経済的地位を不当に低下させることのないこととする。

(国の施策)
第六条 国は第一条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたって、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一、対象地域における生活環境の改善を図るため、この区画の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境の整備、保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。
二、対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。
三、対象地域における農業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。
四、対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上などの措置を講ずること。
五、対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を図るため職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進などの措置を講ずること。
六、対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学の奨励、社会教育施設の整備などの措置を講ずること。
七、対象地域の住民に対する人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進などの措置を講ずること。
八、前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

(特別の助成)
第七條 同対策事業でこれに要する経費について国が負担し、または補助するものに対するその負担、または補助については政令で特別に定めをする場合を除き、予算の範囲内で三分の二の割合をもって算定するものとする。


「同対策特別措置法」は以上のように定められていますが、本法は昭和五十四年三月三十一日までの時限立法十年間であり、

原稿募集

町の機関紙「町報」が毎月一回発行しています。町内の話題など、どんな小さなニュースでも結構です。から、どしどしご投稿下さい。

※送り先 金田町役場 総務課 広報係

お酒の医学 (2)



レバー、シジミ、が速効お酒にはアルコール分とともにかかりのアルコールがあります。銘酒するくらい飲んだ場合は酒のサカナも加えると千カロリ以上にもなることは珍しくありません。よく左党は、酒を飲めば飯なんか食わなくて胃腹に休養を与えるうえかも……といいますがカロリ

は、その刻々と変化する味をコントロールすることなのであって、//ブレーキを踏めばよい//という一発勝負で覚る性質のものではない。タイヤを滑らせなくても、六の減速度になつたら危険な急ブレーキに近づくと、高速道路などでの失敗は判断のミスの上でこのブレーキングのミスが重なったとき決定的な事故となつて現われることを知ってほしい。

ブレーキ操作は日常のことであるが、これは正常なブレーキングのことで要は短かく鋭く効果的に使用するもので数回に分けて路面状態を読みながらやるもの。これこそは訓練によって磨かれた技術によってこそ発揮される。それ故に平素から、ブレーキの調整にも気を使うこともなるのである。

ブレーキペダルの遊びや踏みごたえ、そしてブレーキの効きの味、ゆめゆめブレーキに無関心であつてはならない。たいせつにいたわるように使つてこそ真のブレーキであり、「命預けます」に答えてくれることであろうと思つた。

戦没者の遺族に対する 特別弔慰金の請求について

福祉係

ムダをなくす
アイデア募集

私たちが住むかけがえのない地球。でも地球の天然資源は無限ではありません。私たちの暮しと未来を守るために限られた資源を大切に使いましょう。私たちの日常の生活のなかでこんなムダがある。こうした資源の節約や再資源化ができるなどアイデア、実践活動、提言などをお出しください。

※募集要領

◎福岡県内に住む人であれば年令、性別を問わず

- ◎原稿用紙(四百字) 一〜二枚程度
- ※締め切り ◎三月十五日(当日消印まで有効)
- ※あて先 ◎福岡市中央区天神一ノ一福岡県庁消費生活課内「ムダをなくすアイデア」募集係

なお応募者のなかから入選者十人に記念品(三千円程度)を贈り消費ニューズ等に紹介します。

◎応募要領についてのお問い合わせは福岡県消費生活課(福岡市中央区天神一ノ一)電話(092)七七一七八二五

田川地区 消防署より お願い

救急車の要請範囲は次のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いします。

- (1)災害による事故および交通事故の傷病者で救急車でなければ運べない人
- (2)集団事故および交通事故

- で救急車でなければ運べない人
- (3)一般事故(屋内および屋外においておきた事故で傷病者を病院等に早く運ばねばならない人で適当な手段がない場合)
- (4)歯痛などかるい傷病には救急車は使用できません。

- (例)場所◎市◎町◎
- ◎丁目◎方
- ◎学校附近
- ◎事故種別 症状
- ◎名

暖房器具による 火災をなくそう

田川地区 消防本部

☆田川地区では今年一月から現在まですでに五件の火災が発生しています。大部分が石油ストーブなどの暖房器具の取扱いのミスによるものです。二月から三月にかけては特に火災の多い時期です。

でストーブなどの暖房器具の取扱いは充分注意して下さい。

- ☆暖房器具を正しく使うために
- (1)出入口、通路など人の出入りする位置で使用しない。
- (2)カーテン、布スマ、障子などの近くで使用しない
- (3)小さな子供のいる家庭ではストーブのまわりを柵でかこうなど手がふれないようにする。
- 使いたれていない器具も使用前には充分な手入れと点検をする。
- ☆石油ストーブを使うときは
- (1)火をつけたまま器具を持ちこぼさない
- (2)ガソリンなど引火性のものは絶対に近づけない

- (3)石油ストーブに給油するときはガソリンなどがないか、においや色で確かめ完全に火を消して油をこぼさないよう、専用ポンプを使って油量計をよく見ながら静かに行なう
- (4)使い終わったら完全に火の消えたことを確かめる

(注) 移動式ストーブについては昭和五十年七月一日より自動的に消火する装置、又は自動的に供給を停止する装置を設けたもの以外のストーブは使用されなくなります。

- ◎募集人員
- ◎自動車整備科 一〇名
- ◎電気工事科 一〇名
- ◎板金科 三〇名
- ◎塗装科 三〇名
- ◎訓練期間 一年間
- ◎募集期間
- ◎昭和五〇年二月一日より昭和五〇年三月一七日まで
- ◎募集資格
- ◎次に該当するもので能力再開訓練をうけるため公共職業安定所の指示をうけた人
- ①中高年者等失業者
- ②失業対策事業紹介対象者
- ③広域職業紹介対象者
- ④炭鉱離職者
- ⑤駐留軍関係離職者
- ⑥失業保険受給資格者
- ⑦不況産業離職者
- ⑧農業以外の産業へ就業を希望する農業従事者
- ⑨その他公共職業安定所が入校を指示した者
- ◎応募手続
- ◎入校願 ◎健康診断書
- ◎写真(正面 上半身 無帽 タテ 三・五 ヨコ 二・五センチ

- ◎尚 高等部普通科卒業後 療科専攻科で三年の職業教育を施します。
- ◎入学資格
- ◎各学部とも矯正視力0.3未満あるいは高度の視機能障害を有するため普通学校では学習しにくい者および将来視力が減退して失明するおそれのある者。
- ◎高等部普通科と療科は中学卒業者
- ◎就学のための施設
- ◎遠距離で通学できないものは絶対近づけない
- ◎詳しくは北九州市八幡東区高見五丁目一ノ二 電話六五一―五四一九に おたずねください。
- ◎尚 併設の寄宿舎があり又近くに福祉事業団の経営する洗心学園があります。
- ◎補助金その他
- ◎教科書は全部無料
- ◎就学の奨励普及をはかるため国及び県は就学費の全部又は一部を補助します。
- ◎入学願書受付締切 昭和五十年三月十八日
- ◎詳しい事は北九州市八幡東区高見五丁目一ノ二 電話六五一―五四一九に おたずねください。

募集

五〇年度入学生

福岡県立北九州盲学校

- ◎募集人員
- ◎小学部(六カ年) 制限ありません
- ◎中学部(三カ年) 制限ありません
- ◎高等部普通科(三カ年) 各学年 一五名
- ◎保健療科(三カ年) 各学年 一五名

募集

福岡県立 飯塚専修職業訓練校